

【協議案件】

- (1) 豊田市公共交通会議規約の改正について 【資料2】
- (2) みよし市コミュニティバスのダイヤ改正及びルートの変更について 【資料3】
- ◆ さんさんバス
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業について
- ◆ 平成26年度 生活交通ネットワーク計画 【資料4】
- (4) 地域バスの新設について
- ◆ (仮称) 上郷地域バス 【資料5】
- (5) 福祉バスの路線廃止について
- ◆ 高嶺交流コース 【資料6】
- (6) 地域バスのデマンド化について
- ◆ しもやまバス 【資料7】
- (7) 地域バスの車両変更について
- ◆ つくばねバス、鞍ヶ池バス 【資料8】
 - ◆ 福祉バス (石野交流館コース、ささゆりコース) 【資料9】
 - ◆ 高岡ふれあいバス 【資料10】
- (8) バス停の移設について
- ◆ さなげ・足助線 【資料11】

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

(名 称)

第1条 本会は、「豊田市公共交通会議」(以下「交通会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 交通会議は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保とその他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するものとする。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 豊田市における総合的な公共交通計画の検討及び定期的な見直し
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の様態及び運賃・料金等に関する協議
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する協議
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業に関する協議
- (5) 交通会議の運営方法の検討その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議の委員は、下記に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民、事業者などの想定される利用者が組織する団体等
- (3) 鉄道事業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者
- (5) 社団法人愛知県バス協会及び愛知県タクシー協会
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (7) 愛知運輸支局長又はその指名する者
- (8) 愛知県知事又はその指名する者
- (9) 関係する道路管理者及び警察
- (10) 豊田市長又はその指名する者

(役 員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座 長 1名

2 会長は、豊田市都市整備部長とする。

3 副会長、座長は委員の中から会長が指名する。

(職 務)

第6条 交通会議は、会長が招集する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長不在のとき、会長の指示により会務を総括する。

4 座長は、公共交通会議の議長となる。座長不在のときは、副会長がその職務を代理する。

(交通会議の運営)

第7条 交通会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 交通会議は原則として公開する。

3 会長は必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事 務)

第9条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市都市整備部交通政策課で行う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年 8月29日から施行する。

この規約は、平成17年10月12日から施行する。

この規約は、平成18年 2月 2日から施行する。

この規約は、平成18年 5月31日から施行する。

この規約は、平成18年12月14日から施行する。

この規約は、平成19年 5月29日から施行する。

この規約は、平成19年 8月28日から施行する。

この規約は、平成19年11月29日から施行する。

この規約は、平成20年 6月18日から施行する。

この規約は、平成20年12月15日から施行する。

この規約は、平成21年 6月23日から施行する。

この規約は、平成21年12月14日から施行する。

この規約は、平成22年 6月30日から施行する。

この規約は、平成23年 6月28日から施行する。

この規約は、平成25年 6月25日から施行する。

「豊田市公共交通会議 委員名簿」

平成25年6月25日現在

敬称略

団体名	所属・職名	氏名	
豊田工業高等専門学校	名誉教授	荻野 弘	
豊田工業高等専門学校	環境都市工学科教授	野田 宏治	座 長
国土交通省中部地方整備局	名古屋国道事務所 計画課長	柴田 雅洋	
国土交通省中部運輸局愛知運輸支局	首席運輸企画専門官(企画担当)	小林 博之	
愛知県	地域振興部交通対策課 主幹	古橋 昭	
愛知県	豊田加茂建設事務所維持管理課長	下林 嘉之	
愛知県	豊田加茂建設事務所足助支所管理課長	伊藤 豊明	
愛知県警察豊田警察署	交通課長	渡邊 純一	
愛知県警察足助警察署	交通課長	大西 優	
豊田市	都市整備部長	加藤 泰	会 長
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	常務理事	長嶋 鋭治	
豊田市区長会	理事	佐藤 聖一	
豊田市老人クラブ連合会	第2事業部長	鈴木 重郎	
豊田市消費者グループ連絡会	会長	澤田 恵美子	
豊田市PTA連絡協議会	副会長	清水 有樹	
豊田商工会議所	専務理事	土居 友二	副会長
愛知県タクシー協会	豊田支部長	湯谷 孝夫	
公益社団法人 愛知県バス協会	専務理事	古田 寛	
愛知県交通運輸産業労働組合協議会	議長	小林 宏	
名古屋鉄道株式会社	東部支配人	川口 哲史	
名鉄バス株式会社	運輸部部长兼運輸計画課長	加藤 直樹	
豊栄交通株式会社	代表取締役	境 政義	
愛知環状鉄道株式会社	運輸部次長兼管理課長	安達 雄彦	
愛知県警察岡崎警察署	交通課長	川口 孝	第1回のみ

現 行

改 正 案

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

豊 田 市 公 共 交 通 会 議 規 約

第1条から第8条まで省略

第1条から第8条まで省略

(協議済み事項の軽微な修正・変更)

(協議済み事項の軽微な修正・変更)

第9条 交通会議において協議が整ったバス路線における軽微な修正・変更について、事務局が道路管理者等の関係機関と個別に協議し、合意を得た場合においては、交通会議で協議が整ったものとみなす。

第9条

(削除)

2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。

(事 務)

(事 務)

第10条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課で行う。

第9条 交通会議の運営に係る事務は、豊田市都市整備部交通政策課で行う。

(その他)

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

第10条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則 省略

附則 省略

別表1

別表1

(削除)

- | | |
|---|-------------------------|
| 1 | バス停名称の変更 |
| 2 | バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更 |
| 3 | ルートの変更を伴わないバス停の新設、位置変更等 |
| 4 | 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正 |
| 5 | イベント等におけるバス臨時便の運行 |